

小名浜動力プラント建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 石炭を燃料としていることから、水銀、ベンゼン、ふっ素及びダイオキシン類等による大気、水質及び土壌への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に燃料の組成及び水銀等の排出量を具体的に記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事関係車両の運行経路の一部が住宅地を經由しており、騒音及び振動の影響が懸念されることから、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に「騒音」及び「振動」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 対象事業実施区域の近傍に民家が存在しており、発電設備の運転に伴う低周波音による影響が懸念されることから、施設の稼働に「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) プラント排水による河川及び海域への影響が懸念されることから、排出水の性状及び排水処理方法を具体的に示すとともに、施設の稼働に「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 動物、植物及び生態系については、できる限り最新の知見に基づいて現況を把握し、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質の現況調査については、周辺の一般環境大気測定局に加え、1地点を追加することとしているが、周辺の一般環境大気測定局では二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定が行われていない測定局もあることから、大気拡散を考慮し、調査地点及び調査回数を追加すること。
- (2) 大気質項目については、排出源の位置が比較的高いことから、上層気象の調査を行うなど調査地域の気象状況を適切に調査し、逆転層の出現等の状況を把握して予測及び評価を実施すること。
- (3) 景観に係る調査の手法については、調査地点として、対象事業実施区域周辺の景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を幅広く考慮して選定すること。

4 その他

上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。